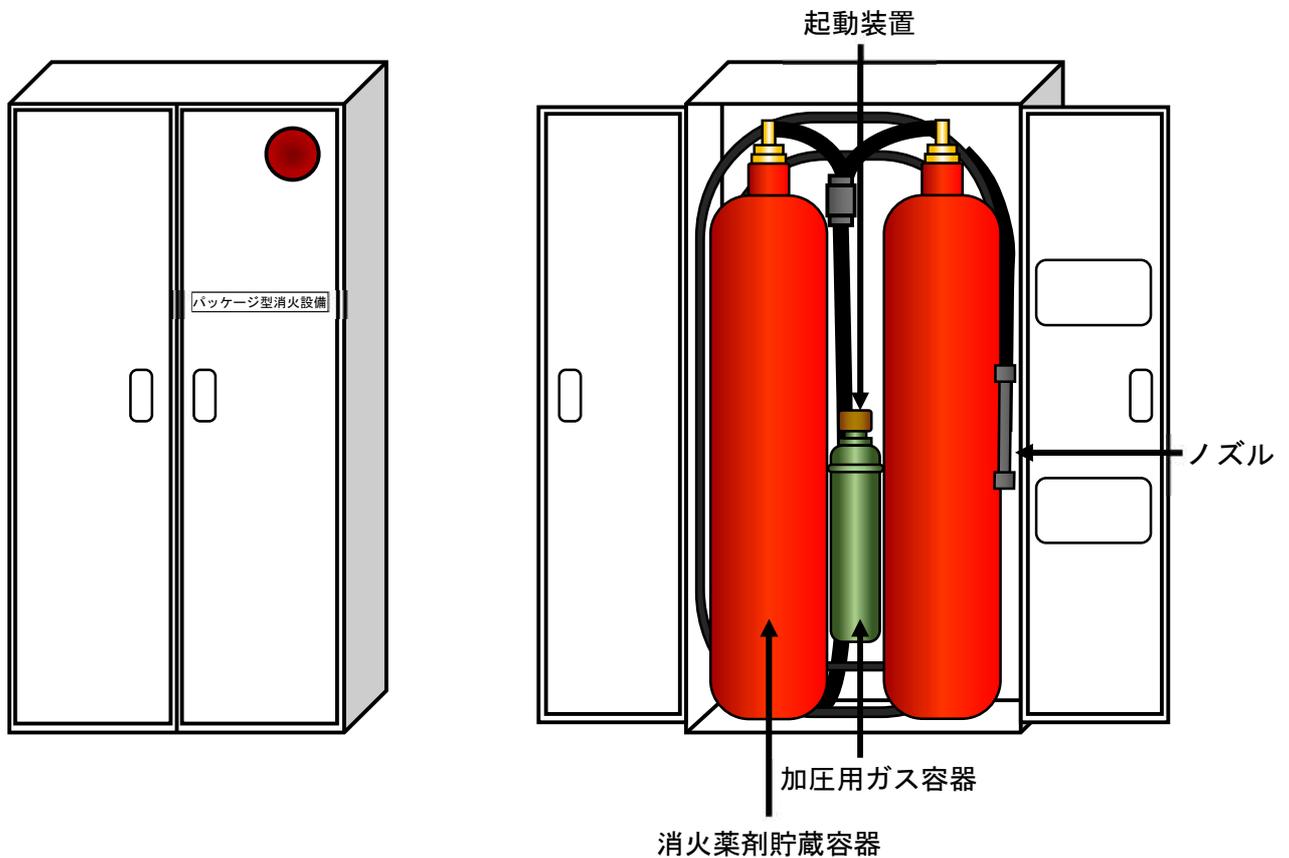


## 第 25 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備は、屋内消火栓設備に代えて用いることができる設備であり、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を格納箱に収納したものである。

屋内消火栓設備と同様に、主として初期消火から中期消火を目的とした設備であり、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤を放射して消火を行う消火設備である。

### 1 設備の概要図



### 2 用語の定義

- (1) 「I型」とは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成 16 年消防庁告示第 12 号。以下「告示 12 号」という。）第 5 及び第 6 において I 型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) 「II型」とは、告示 12 号第 5 及び第 6 において II 型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

### 3 設置要件

パッケージ型消火設備は、令第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第 1 (1) 項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体に係るものを除く。）を危政令別表第 4 で定める数量の 750 倍以上貯蔵し又は取扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある部分を除く。）に設置できるものとする。

(第 25-1 表参照)

(1) I 型 次に掲げるもの。

① 耐火建築物

地階を除く階数が 6 以下であり、かつ、延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以下のもの。

② 耐火建築物以外

地階を除く階数が 3 以下であり、かつ、延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>以下のもの。

(2) II 型 次に掲げるもの。

① 耐火建築物

地階を除く階数が 4 以下であり、かつ、延べ面積が 1,500 m<sup>2</sup>以下のもの。

② 耐火建築物以外

地階を除く階数が 2 以下であり、かつ、延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>以下のもの。

(3) 「煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、排煙上及び避難上有効な外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有し、火災の際、煙が有効に排除でき安全に消火活動ができる一方、避難時は、避難階にあっては当該居室の出入口(開口部を含む。)又は避難階以外の階にあっては、防火対象物の部分から主要な避難口を容易に見とおすことができ、当該場所から容易に避難できるものとする。(第 25-1 図参照)

なお、次に掲げる場所については、「煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」として取扱うことができる。

- ・浴室、便所
- ・階段室、エレベーター昇降路
- ・リネンシュート、パイプダクト等

#### 【避難上の開口部】

① 床面から開口部の下端までの高さは 1.2m 以内

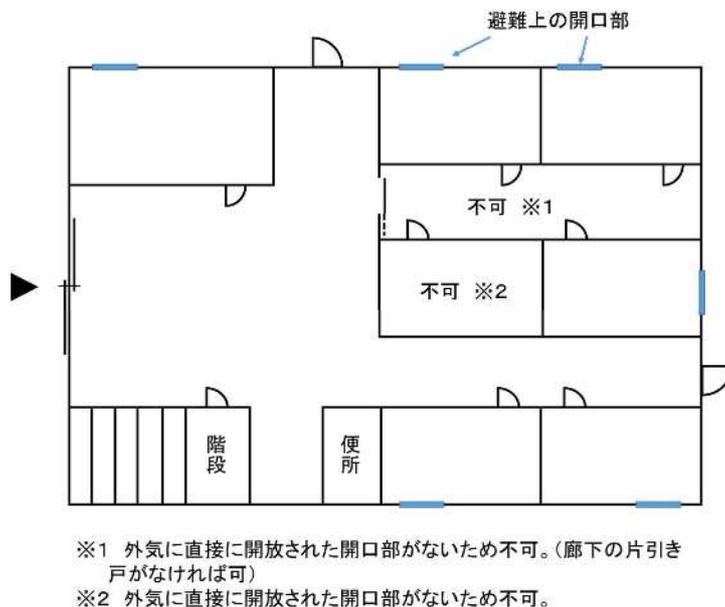
② 格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないもの。

③ 避難階については、道又は道に通じる幅員 1 m 以上の通路その他の空地に面したもの。

- ④ 開口のため常時良好な状態に維持されているもの。
- ⑤ 大きさは、直径 50 c m以上の円が内接することができる開口部とする。

【容易に見とおす】

規則第 28 条の 2 第 1 項によるものとする。



第 25-1 図

第 25-1 表

	I 型		II 型	
	耐火建築物 6 階以下かつ 3,000 m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物以外 3 階以下かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物 4 階以下かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以下	耐火建築物以外 2 階以下かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以下
(1) 項	○*	○*	○*	○*
(2) 項	○*	○*	○*	○*
(3) 項	○*	○*	○*	○*
(4) 項	○*	○*	○*	○*
(5) 項	○*	○*	○*	○*
(6) 項	○*	○*	○*	○*
(7) 項	○*	○*	○*	○*
(8) 項	○*	○*	○*	○*
(9) 項	○*	○*	○*	○*
(10) 項	○*	○*	○*	○*
(11) 項	○*	○*	○*	○*
(12) 項	○*	○*	○*	○*
(13) 項	×	×	×	×

(14) 項	×	×	×	×
(15) 項	○*	○*	○*	○*
(16) 項	(13) 項・(14) 項は不可			
(16 の 2) 項	×	×	×	×
(16 の 3) 項	×	×	×	×

※地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。

#### 4 機器

- (1) パッケージ型消火設備は、認定品を使用すること。
- (2) 表示灯の電源回路は専用とすること。ただし、他の消防用設備等と兼用できることとする。

#### 5 設置方法

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が I 型にあっては 20m 以下、II 型にあっては 15m 以下となるように設けること。

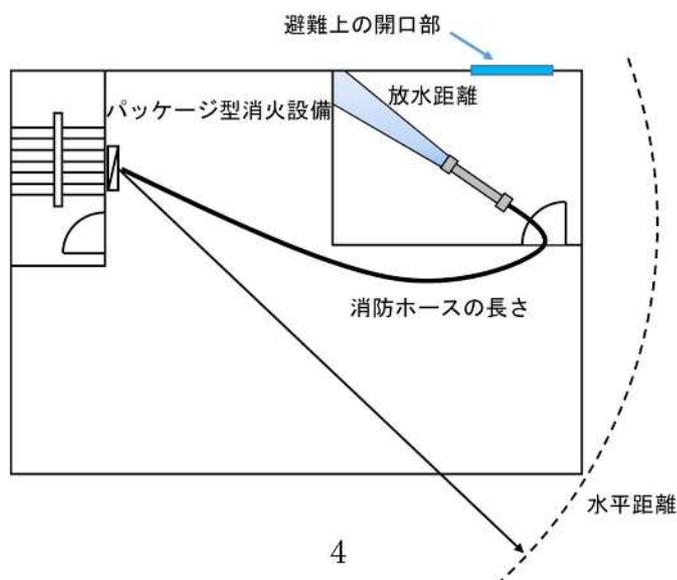
なお、間仕切り等により放射できない部分が生じないように、第 2 屋内消火栓設備 10. (2).

①を準用すること。(第 25-2 表参照)

- (2) 防護する部分の面積は、I 型にあっては 850 m<sup>2</sup> 以下、II 型にあっては 500 m<sup>2</sup> 以下とすること。
- (3) 40℃ 以下で温度変化の少ない場所に設けること。
- (4) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。
- (5) パッケージ型消火設備は、消火薬剤の放射時間に限りがあるため、人の目につきやすく、かつ、避難が容易な場所に設置すること。

第 25-2 表

	水平距離	ホースの長さ	放射距離(m)
I 型	20m	25m	10m
II 型	15m	20m	



## 6 略

## 7 その他

告示 12 号が定められる前のパッケージ型消火設備の取扱いについては、防火対象物の事情に変更がない限り、原則として、従前の例によるものとする。